

# 災害支援ナース派遣要領

公益社団法人 日本看護協会

## 目 次

### 1 総則

- 1) 目的
- 2) 災害支援ナース派遣の基本的な考え方
- 3) 災害時支援の対応区分

### 2 災害支援ナース

- 1) 災害支援ナースとは
- 2) 要件・条件
- 3) 活動時期と派遣期間
- 4) 活動場所
- 5) 活動に必要な経費
- 6) 事故補償

### 3 災害発生時の対応

- 1) 情報収集
- 2) 支援対応区分の判定
- 3) 災害支援ナース派遣手順

### 4 平常時における対応

- 1) 本会の役割
- 2) 都道府県看護協会の役割

# 1 総則

## 1) 目的

本要領は、本会危機管理基本規程に基づき、大規模自然災害発生時に、別項に規定する災害支援ナースを派遣し、被災地のニーズに応じて柔軟に災害時の看護支援活動を実践するための体制及び対応方法を定めるものである。

## 2) 災害支援ナース派遣の基本的な考え方

災害支援ナース派遣の際には、災害の規模等に応じてレベル1・2・3に区分し、レベルごとに定められた方法で本会又は災害が発生した都道府県看護協会（以下「被災県協会」という。）が災害支援ナースの派遣調整を行う。

災害時に効果的な看護支援活動を実践するため、本会与都道府県看護協会等との連携の在り方を明確にし、災害時支援体制を整備しておく（図1参照）。

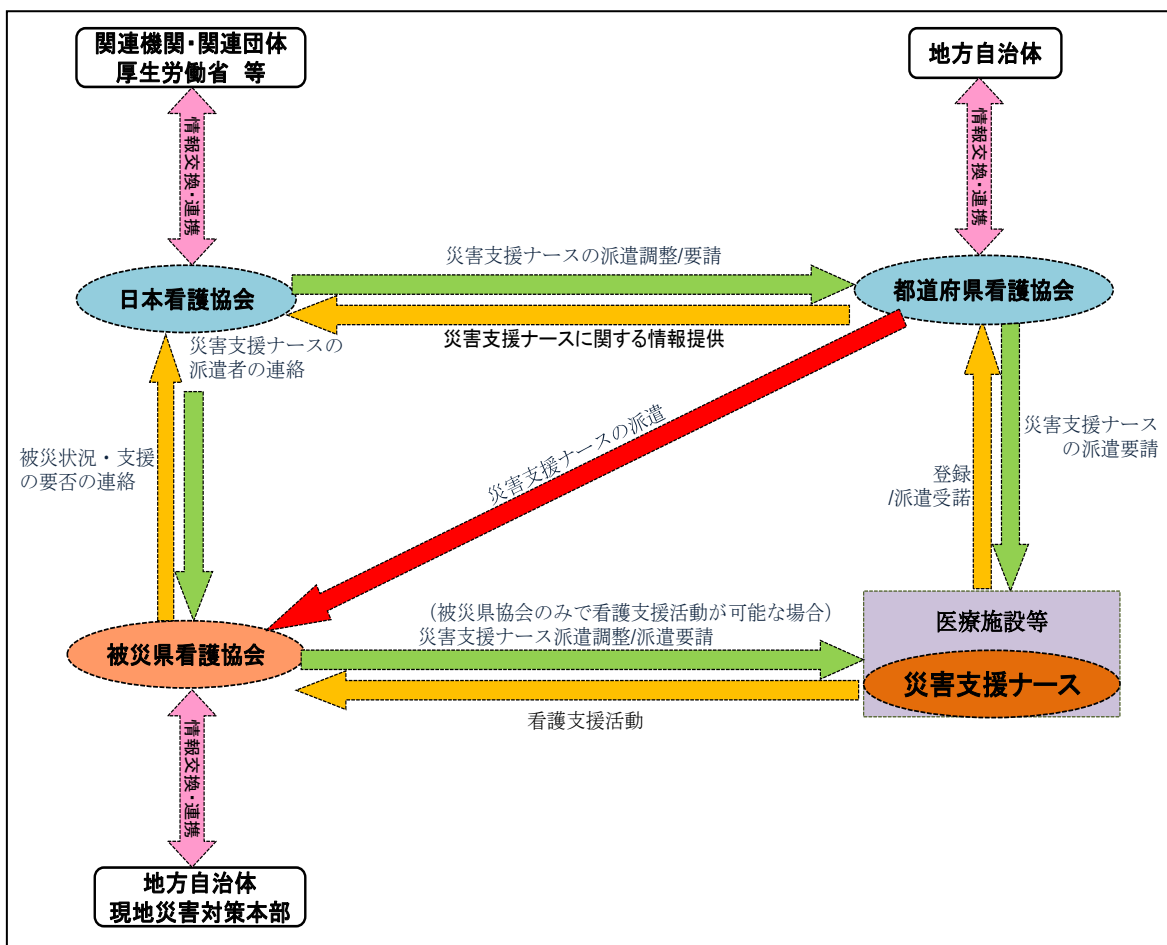


図1：災害支援ナース派遣のしくみ

### 3) 災害時支援の対応区分

#### レベル1（単独支援対応）

被災県協会のみで災害時の看護支援活動が可能な場合をレベル1とする。レベル1においては、被災県協会が災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。

#### レベル2（近隣支援対応）

被災県協会のみでは災害時の看護支援活動が困難又は不十分であり、近隣の都道府県看護協会（以下「近隣県協会」という。）からの支援が必要な場合をレベル2とする。レベル2においては、本会の要請の下、被災県協会及び近隣県協会が災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。

#### レベル3（広域支援対応）

被災県協会及び近隣県協会のみでは災害時の看護支援活動が困難又は不十分であり、当該活動が長期化すると見込まれる場合をレベル3とする。レベル3においては、本会の要請の下、全国の都道府県看護協会（被災県協会及び近隣県協会を含む。）が災害支援ナースを派遣し、災害時の看護支援活動を実施する。

ただし、災害支援ナースの派遣に際し、都道府県看護協会が行政又は関係諸機関（災害支援ナースの所属施設を含む）と調整する必要がある場合、支援対応区分を問わず、その調整は都道府県看護協会が行う。

## 2 災害支援ナース

### 1) 災害支援ナースとは

災害支援ナースとは、看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことであり、都道府県看護協会に登録されている。

災害支援ナースによる災害時の看護支援活動は、自己完結型を基本とする。

## 2) 要件・条件

災害支援ナースに登録するための要件は、以下のとおりとする。ただし、都道府県看護協会長が特別の事情があると認めた場合には、以下の要件にかかわらず登録を認めることができる。

- ①都道府県看護協会の会員であること。
- ②実務経験年数が5年以上であること。
- ③所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること。
- ④災害支援ナース養成のための研修を受講していること。

災害支援ナースとして登録する際には、以下の条件を満たすことが望ましい。

- ①定期的（1年に1回程度）に本会又は都道府県看護協会で開催する災害看護研修若しくは合同防災訓練への参加が可能であること。
- ②災害看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入していること。
- ③帰還後に都道府県看護協会が主催する報告会・交流会等への参加が可能であること。

災害支援ナースが以下の事由に該当する場合には、都道府県看護協会長は登録を取り消すことが望ましい。

- ①災害支援ナースとして登録している都道府県看護協会の会員資格を喪失したとき。
- ②行政処分により看護職の免許が取り消されたとき。
- ③その他登録先の都道府県看護協会長が、登録を取り消す必要があると特に認めたとき。

## 3) 活動時期と派遣期間

災害支援ナースの被災地での活動時期は、発災後3日以降から1ヶ月間を目安とし、個々の災害支援ナースの派遣期間は、原則として、移動時間を含めた3泊4日とする。

## 4) 活動場所

災害支援ナースが活動する場所は、原則として、被災した医療機関・社会福祉施設、避難所（福祉避難所を含む）を優先する。

## **5) 活動に必要な経費**

レベル2及び3において、本会が派遣調整を行う災害支援ナースの活動にあたって必要な交通費・宿泊費及び日当については、本会の責任において支給する。上記以外に発生する経費その他の負担については都道府県看護協会等が負うものとする。

## **6) 事故補償**

レベル2及び3において、本会が派遣調整を行う災害支援ナースの活動にあたっては、本会は、災害看護支援活動中(出発地と被災地との移動を含む。)の事故等に対応するため、天災担保特約付き国内旅行傷害保険に加入する。

また、レベル2及び3において、本会が災害支援ナースの派遣調整を行った場合、その看護支援活動に関連して災害支援ナースが第三者に損害を与えた場合には、都道府県看護協会との関係においては本会がその責任を負う。

## **3 災害発生時の対応**

大規模自然災害が発生した場合において、本会として独自に支援する必要があると判断したときは、以下の対応を行う。

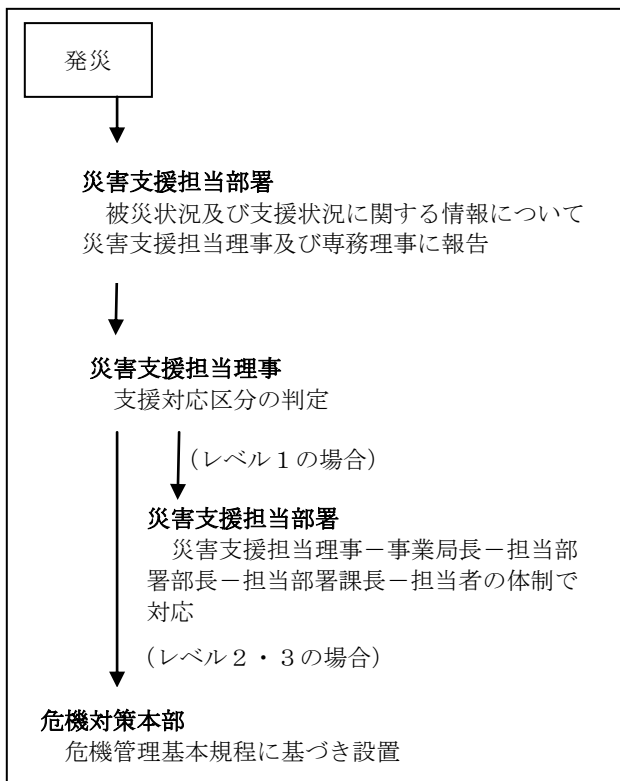
### **1) 情報収集と共有**

災害時の支援においては、限られた人材及び物資等で最大限の効果を発揮しなければならないことから、ニーズを的確にアセスメントして進める必要がある。ニーズをアセスメントするために必要な情報を収集することは、災害時の支援を有効かつ効率的に実施するための前提であり、初動における最重要事項である。

### **2) 本会内における情報収集・報告**

大規模自然災害が発生した場合、本会災害支援担当部署は、被災県協会から通知される「災害状況連絡票(様式A)」等により、災害の概況、被災状況(被災県協会及び会員の状況を含む。)、被災県内における災害支援ナース派遣状況、支援要請の有無等について情報を集約し、直ちに災害支援担当理事および専務理事に報告する。

その他、危機管理基本規程に則り「危機対策本部」を設置した際には、それぞれ編成された各班および関係部署における十分な情報共有を図る。



図：発災～支援対応区分後の対応に関する流れ

### 3) 都道府県看護協会との情報共有

本会は、国・地方自治体、その他マスコミ等あらゆる媒体を活用した情報収集を行い、被災県協会と緊密に情報共有を図る。

その際、個別の災害に応じて最も有効な連絡手段を活用し、本会は災害支援ナース派遣状況等について、情報を把握する。

また、レベル2・3の災害時には、災害支援ナース派遣状況等について法人会員ネット掲示板に掲載し、都道府県看護協会との情報共有を図る。

## 2 支援対応区分の判定

災害支援担当理事は、収集・報告された情報に基づき、第1章の3に沿って支援対応区分を判定する。レベル2・3と判定された場合には、規程に則り、直ちに危機対策本部を設置する。

なお、危機対策本部の協議により、判定した災害レベルを変更する場合には、速やかに被災県協会及び関係する都道府県看護協会に通知する。

## 3 災害支援ナース派遣手順

支援対応区分決定以降、災害支援ナースの派遣に関する手順は以下を原則とする。

### 1) レベル1（単独支援対応）の場合

#### ①被災県協会による支援活動との連携

支援対応区分がレベル1の際には、第1章の3に則り、被災県看護協会が災害支援ナースの派遣調整を行う。

本会は、被災県看護協会の調整による災害支援ナースの派遣が終了するまで、状況の変

化等を常に注視しながら、被災県協会との緊密な連携を継続する。

## ②派遣終了における手続

被災県協会が災害支援ナースの派遣を終了し、すべての派遣ナースの帰還を確認した際に通知される「派遣終了票（様式E）」を確認し、支援状況等の情報を収集する。

## 2) レベル2 (近隣支援対応), レベル3 (広域支援対応)の場合

### ①災害発生の周知

本会は、「災害発生に関する報告書（様式1）」により全都道府県看護協会に情報を提供する。

### ②被災県協会から本会への具体的な派遣要請

被災県協会が本会による災害支援ナースの派遣調整が望ましいと判断した際には、必要な支援の内容（派遣者数・場所・期間等）を決定し、「災害支援ナース派遣要請表（様式B）」により、本会に対し災害支援ナースの派遣を要請する。

### ③派遣調整を行う都道府県看護協会の決定

上記②により本会が要請を受けた際には、危機対策本部において、災害支援ナースの派遣要請を行う都道府県看護協会を決定する。なお、決定に際しては、災害レベルと被災県協会からの要請内容、移動手段の確保状況、登録している災害支援ナースの数などを基準とする。

### ④本会から都道府県看護協会への災害支援ナース派遣要請

ア) 本会は、「災害支援ナース派遣要請（様式2）」をもって、都道府県看護協会に災害支援ナースの派遣を要請する。

イ) 災害支援ナースを派遣する都道府県看護協会は、災害支援ナースとして登録している会員及びその所属施設（所属施設がある場合に限る。）と派遣調整を行い、「災害支援ナース派遣候補者リスト（様式C）」を本会に送付する。

### ⑤派遣決定の通知

ア) 本会は、都道府県看護協会が提出した「災害支援ナース派遣候補者リスト（様式C）」に基づき、個別の活動場所に応じた「災害支援ナース派遣シフト表（様式3）」（以下「シフト表」という。）を作成し、当該都道府県看護協会及び被災県協会に送付する。

イ) 本会は、すべての都道府県看護協会に対し、「派遣決定通知（様式4）」をもって災



害支援ナースの派遣決定状況を周知する。

#### ⑥派遣の準備

- ア) 本会は、「日本看護協会災害支援ナースロゴ」入りのビブスを用意し、災害支援ナースを派遣する都道府県看護協会又は活動場所に対して必要数を提供・送付する。
- イ) 災害支援ナースを派遣する都道府県看護協会又は本会は、シフト表に基づき派遣が決定した災害支援ナースに対して、災害支援ナースの概要、派遣期間、活動場所、活動内容、宿泊場所、持参物品、保険及び災害時の支援活動における留意点（心構え等）のオリエンテーションを行う。
- ウ) 本会が災害支援ナースの移動手段等を確保する必要があると認める場合には、国及び地方自治体等と航空機、電車、高速道路等の優先使用などについて検討、調整する。

#### ⑦被災県協会への継続的支援

本会は、災害支援ナースの派遣が終了するまで、状況の変化等を常に注視しながら、被災県協会との緊密な連携を継続する。

#### ⑧災害支援ナースからの情報収集

本会は、個別の災害に応じて、派遣した災害支援ナースとの連絡方法等について都道府県看護協会と調整を行い、指示報告系統を明確にした上で当該災害支援ナースからの災害現場に関する情報を集約する。

#### ⑨派遣終了における手続

- ア) 災害支援ナースの派遣要請を終了する場合には、被災県協会は、活動場所ごとに「派遣要請終了票（様式D）」を作成し、速やかに本会へ送付する。
- イ) 本会は、「派遣要請終了通知（様式5）」により、災害支援ナースを派遣している都道府県看護協会に対し追加の派遣が必要ない旨を通知する。
- ウ) 災害支援ナースを派遣している都道府県看護協会は、すべての派遣ナースの帰還を確認し、「派遣終了票(様式E)」により本会へ通知する。
- エ) 本会は、派遣したすべての災害支援ナースの帰還を確認し、「活動終了報告(様式6)」により、全都道府県看護協会に対し支援ナースの派遣が終了した旨を周知する。

#### ⑩派遣終了後のケア

災害支援ナースを派遣した都道府県看護協会は、派遣した災害支援ナースの心身の負

担を軽減するため、必要なケアを受けられる機会を設ける。

## 4 平常時における対応

### 1) 本会の役割

#### ①都道府県看護協会及び関係機関等との連携強化

都道府県看護協会の担当者及び関係諸機関と平時より緊密に情報共有し、連携の強化に努める。

#### ②災害看護の普及

より効果的な災害看護活動を実現するため、災害支援ナースに求められる人材像や育成に必要な教育内容の検討を行うとともに、学会等を通じて、災害支援ナースの活動や災害看護に対する理解の促進・普及に努める。

#### ③災害支援ナース派遣調整訓練の実施

都道府県看護協会並びに災害支援ナース及びその所属機関との災害支援ナース派遣調整訓練を年1回以上実施し、災害支援ナース派遣調整の評価及び見直しを行う。

#### ④その他

その他、災害時支援体制を円滑に整え、効果的な支援活動を行うために必要な事業を行う。

### 2) 都道府県看護協会の役割

#### ①本会及び各都道府県看護協会並びに関係機関等との連携強化

本会・都道府県看護協会の災害支援担当者及び関係諸機関と平時より緊密に情報共有し、連携強化に努める。

#### ②災害看護の普及

災害看護関連研修等を開催し、災害看護の普及をはかるとともに、災害発生時に看護による支援活動に従事できる看護職を育成する。

#### ③災害支援ナースの登録の推進

災害支援ナースの周知及び募集につとめ、災害看護研修修了者等を対象に災害支援ナースの登録を推進する。

登録に際しては、災害支援ナースの概要について説明を行うとともに、その所属施設に対しては、あらかじめ派遣時の身分について可能な限り合意しておく。都道府県

看護協会が定める災害支援ナースの登録期間（本会は 3 年を推奨）については、登録の更新ごとに必要な情報提供及び事務手続等を実施し、災害支援ナースの登録促進を図る。

④その他

その他、災害時支援体制を円滑に整え、効果的な支援活動を行うために必要な事業を行う。

## 5. 施行日

この要領は平成 26 年 4 月 18 日から施行する。